日本ICS
TIS INTEC Group

2026年11月4日

お客様各位

日本ICS株式会社

令和8年分 年末調整のご案内

～ 制度改正に備えた事前準備とICSシステムへの入力について ～

令和8年分の年末調整では、基礎控除の引上げや扶養親族の所得要件の改正など、各種税制改正が行われます。これらの改正に対応したプログラムの提供に先立ち、年末調整データを先行して入力される場合は、23歳未満の扶養親族に関する情報の確認・収集や、所得見積額の入力時期に注意いただく必要があります。

本案内では、**事前にご確認いただきたい内容とICSシステムへの入力について**ご案内します。

ご確認ください

23歳未満の扶養親族
他の所得者の扶養に入っている場合も含め、「23歳未満の扶養親族」を事前に確認・収集してください。

所得見積額
先行入力時には入力せず、**バージョンアップ後に入力してください**

1 生命保険料がある場合、23歳未満の扶養親族の情報を確認・収集してください

令和8年分の年末調整では、新契約に基づく新生命保険料がある場合、23歳未満の扶養親族の情報を確認することが重要です。年末調整資料を収集する際は、従業員本人の扶養親族だけでなく、共働きなどで他の所得者の扶養となる23歳未満の扶養親族についても、必要な情報をご確認ください。

年末調整資料の収集時に確認すること

- ☑ 23歳未満の扶養親族がいるかを確認
- ☑ 他の所得者の扶養に入っている場合も含めて確認
- ☑ 該当する場合は、保険料控除申告書の23歳未満の扶養親族欄に記載があるかを確認

ICSシステムへの入力方法

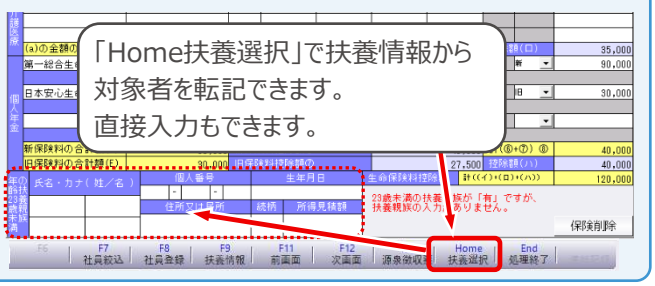
収集した情報は、次の方法で入力できます。

① ご自身の扶養親族の場合
→**扶養情報①**に入力

② 他の所得者が控除を受ける扶養親族の場合
→**扶養情報②**の「D他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に入力、または下の画面に直接入力

保険料控除申告書入力画面の確認ポイント（現在開発中の画面）





※ 現行バージョンでは設定項目はありません。バージョンアップ後に設定可能です。

2 所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください

令和8年分は、基礎控除の引上げや扶養親族等の所得要件の改正に伴い、扶養区分の判定に影響する場合があります。このため、バージョンアップに伴い、入力済みの所得見積額は初期化されます。（扶養親族等の区分には影響ありません。）

先行入力時に所得見積額を入力しても、バージョンアップ後に再入力が必要となります。
所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください。

© 2026 Nihon ICS Co., Ltd.